政令

浄化槽法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月十一日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第十七号

浄化槽法施行令の一部を改正する政令

内閣は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

浄化槽法施行令（平成十三年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「二万三千六百円」を「二万二千五百円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　大畠　章宏

内閣総理大臣　菅　直人

条約

国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月十一日

内閣総理大臣　菅　直人

条約第一号

国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

1　第十二条第六項(f)(iii)を次のように改める。

(iii)　基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により基金が採択する規則及び細則に従い、投資勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる。この(iii)の規定に従つて採択される規則及び細則は、(vii)から(ix)までの規定に合致するものでなければならない。

2　第十二条第六項(f)(vi)を次のように改める。

(vi)　投資勘定は、基金が清算される場合に終了する。もつとも、基金の清算に先立ち、総投票権数の七十パーセントの多数により、投資勘定を終了させ又は投資の額を削減することができる。

3　第五条第十二項(h)を次のように改める。

(h)　基金は、(f)に規定する利用が行われるまでの間は、総投票権数の七十パーセントの多数により基金が採択する規則及び細則に従い、特別支払勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる。投資による収入及び(f)(ii)の規定に基づいて受領する利子は、特別支払勘定に繰り入れる。

4　第五条第十二項に次のように加える。

(k)　基金がこの協定の第二次改正の日の後に取得した金を(c)の規定に基づいて売却する場合には、金の取得価格に等しい収益の額については一般資金勘定に繰り入れ、これを超過する収益の額については第十二条第六項(f)の規定に基づく利用のために投資勘定に繰り入れる。基金がこの協定の第二次改正の日の後に取得した金が、二千八年四月七日後であつてこの(k)の規定の効力発生の日より前に売却された場合には、この(k)の規定が効力を生じたときに、第十二条第六項(f)(ii)に規定する制限にかかわらず、基金は、そのような売却による収益の額から、(i)売却された金の取得価格及び(ii)当該取得価格を超える収益のうちこの(k)の規定の効力発生の日より前に既に投資勘定に繰り入れられた額を控除した額に等しい額を一般資金勘定から投資勘定に繰り入れる。

外務大臣　松本　剛明

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　直人